



国 総 海 第 6 0 号

平成 25 年 1 月 9 日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

標記について、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年 1 月 6 日国土交通省令第 95 号）が公布され、平成 26 年 1 月 1 日より施行されることとなった。また、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 25 年 1 月 9 日国土交通省令第 96 号）が公布され、公布の日より施行されることとなった。

については、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



## 1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

### (1) 改正の背景

平成22年10月に行われた国際海事機関（IMO）の第61回海洋環境保護委員会（MEPC61）において、マルポール条約附属書III（容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染防止のための規則）の改正案が採択され、海洋汚染物質の輸送方法に関する規定が国際海上危険物規程（IMDGコード）を引用する方式に改められた。

当該改正は、平成26年1月1日から施行されるため、IMDGコードに規定されている海洋汚染物質の輸送方法に関する規定のうち、新たに国内法令において担保する必要があるものについて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）の所要の改正を行った。

### (2) 改正内容

- ① 海洋汚染物質が大型容器（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第二条第二号の三に規定する大型容器をいう。）及び内容積が450リットルを超えるIBC容器（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二条第二号の四に規定するIBC容器をいう。）に収納されている場合は、海洋汚染物質マークを容器の相対する二側面に付さなければならないこととした。（第37条の17第1項第1号関係）
- ② 輸送物のサイズが小さく、第4号の2様式で定める規格の海洋汚染物質マークを付すことが困難となる場合は、それより小さい規格の海洋汚染物質マークを付すことができることとした。（第4号の2様式関係）
- ③ その他所要の改正を行った。

### (3) 経過措置（附則第2条関係）

この省令の施行の際現に船舶により輸送されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基準については、なお従前の例によるとする旨の経過措置を定めることとした。

## 2 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令案

### (1) 改正の背景

船舶からの排出が例外的に認められる汚水の水質基準は、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」（昭和47年運輸省令第50号）に定められており、同省令の別表においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、特定事業場の有害物質の排水基準を定めた「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）の別表第一と同一の基準を定めてきたところ。

今般、「排水基準を定める省令」の別表第一において、「一・一ジクロロエチレン」の排水基準が改められ、また、新たに「一・四ジオキサン」の排水基準が追加されたことから、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令においても所要の改正を行った。

### (2) 改正内容

- ① 一・一ジクロロエチレン含有量の基準値「一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。」を「一リットルにつき一ミリグラム以下であること。」に改め、一・四ジオキサン含有量の排水基準として「一リットルにつき〇・五ミリグラム以下であること。」を追加した。

（別表関係）

- ② その他所要の改正を行った。